

ILACの動きと基準認証制度

小林 恭一

消防庁予防救急課 国際規格対策官

ILACの動きと基準認証制度

小林 恭一

消防庁予防救急課 国際規格対策官

はじめに

基準認証制度の国際化の推進は、昭和55年5月のガット・スタンダードコードの批准以来日本の基本的政策の一つとされてきたが、特に、昨今、日本の対外経済対策の中心の一つである市場開放・輸入促進策の一環として、急速にその具体化が進められてきた。

昨年3月26日には、経済対策閣僚会議が基準認証制度の包括的改善策を決定（「基準認証制度の改善について」）し、各省庁は、それに基づいて対応（「フェスタ」58年6月号参照）してきたところであるが、本年4月27日、経済対策閣僚会議において、さらに新たな決定がなされ、基準認証制度の改善の一層の促進が求められることとなった（別添1参照）。

消防法関係では、他の17の法律と同様、外国事業者が日本消防検定協会の検定を一層容易に取得し得るようにするため、検査能力等に関し一定の要件を満たす外国検査機関の検査データを受け入れることとし、昭和59年中に検査能力等の要件、受入れ方式等について消防法の検定制度に即した明確なガイドラインを作成、公表することとされた。

本稿では、この「外国検査機関の検査データの受け入れ」に関し、今後重要な役割を果たすと考えられるILACについて、その性格、これ

までの経緯等に関し、筆者が理解しているところを整理し、読者のこの問題を考えていく上での一助に供することとした。

1. ILAC とは何か

「ILAC とは何か」という問いに対して、通常、

「ILAC は、International Laboratory Accreditation Conference の略称で、「試験検査機関の認定に関する国際会議」と訳され、任意の国際会議であるが、参加メンバーのほとんどは政府機関である。この会議のねらいは、試験・検査機関の認定について国際的な相互容認を図り、それによって輸出国の試験・検査結果の受け入れを推進し、貿易の円滑化を図るものである。」

という答が返ってくるのが普通であるが、これだけではILACの性格を十分に把握することは難かしい。

ILAC は1977年に第1回目の会議が開かれているが、最初のうちは International Conference on Recognition of National Programs for accreditation of Test Laboratory と呼ばれており、これを丁寧に訳せば、「試験所を信認するための各国の制度を確認することに関する国際会議」とでもいうことになる。

この当初の名称から判るとおり、ILAC は、関係する国や国際機関が集まって試験・検査機関の国際的な相互容認について話し合う会議そ

のものを意味しており、国際連合（UN）や国際標準化機構（ISO）などの国際機関とは異なり、むしろ主要先進国首脳会議（サミット）などと同様の性格を持つものと考えられる。

このような性格を反映してか、ILACには規約もなく、常設の事務局もない。加盟国とか加盟団体というようなものもない。それでも会議が継続的に開催されてきているのは、毎回の会議で次回以降の主催国と事務局を決定しているためである。

ILACで意味をもつのは、1回1回の各会議であり、会議の議決によって任務を付与されたTask Forcesやworking groupsである。従って、決議には何ら拘束性のあるものはないが、出席者が会議の席上で約束したことについては、国際道義上の義務は生じるので、出席者が日本国政府を代表して行った発言に対しては日本国政府は一定の拘束を受けると考えるべきであろう。

会議は、各国単位の代表（delegation）と試験所認定に関係ある国際機関が出席して行われる。ちなみに昨年10～11月にチェコのプラハで行われたILAC 83プラハ会議の参加国（31か国）と参加国際機関（9機関）は、別添2のとおりである。

なお、ILACの目的として、1980年パリ会議では

- (1) 試験所の認定、試験所認定制度及び試験成績の質を評価するため、各国の制度に関する情報と考え方を交換し、その普及を推進すること。
- (2) 認定された試験所の試験成績の承認を、特に試験所認定制度の二国間及び多国間の相互容認を通じて、容易にし、かつ奨励すること。

- (3) 試験所認定及びその他試験制度に関連する事項に係る国際機関と協力し、協調すること。

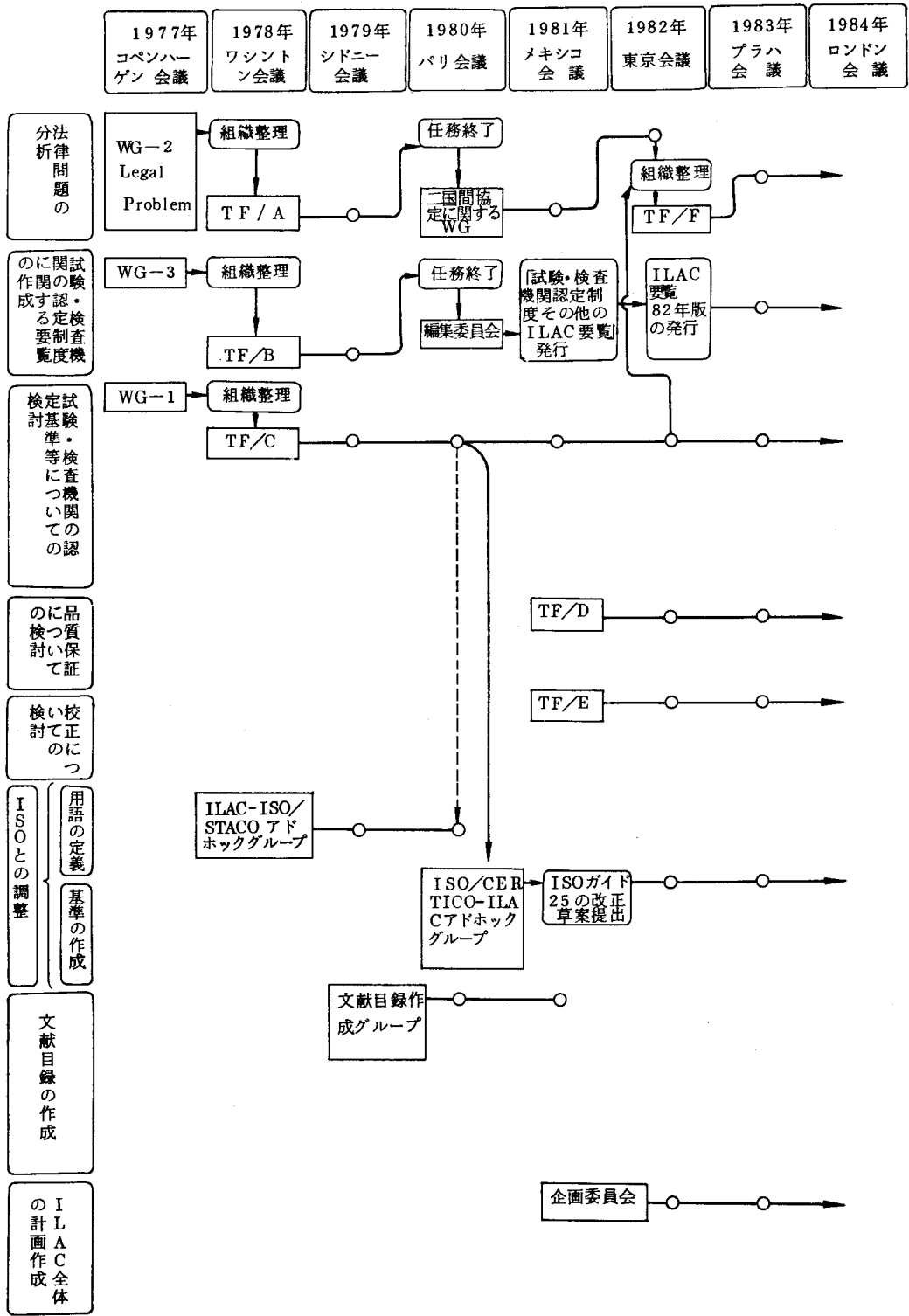
の3点を確認している。

2. ILACの経過

第1回のILACの会議は、デンマークとアメリカとの呼びかけにより、1977年コペンハーゲンで開かれた。アメリカは、当時国内に数千の試験所（Test Laboratory）があり、その格付け等の必要からNVLAP（National Voluntary Laboratory Accreditation Program）と呼ばれる試験所認定制度を国内で発足させようとしていたが、アメリカ国内にはULやASTMのように半ば国際的に活動しているものもあるため、他国の試験所認定プログラムと相互乗り入れを検討していた。一方、デンマークでは、既に1973年にSTP（Staens Teknislee Provenaevn）と呼ばれる包括的なAuthorizationシステムを実施していたため、この両口間で相互容認の話合いが行われ、さらにアメリカの提唱で広く国際的に参加を求めることとなった。

他方、GATTにおいては1973年からいわゆる東京ラウンドが行われており、1977年中に「貿易の技術的障害に関する協定（通称「ガット・スタンダードコード」）」が締結されることとなり（日本で批准したのは1980年）、その草案が各国で検討されていたため各国の関心はかなり高く、コペンハーゲンの会議には、17か国3国際機関が参加した。（日本は工業技術院が参加している。）

以後、ワシントン（78年）、シドニー（79年）、パリ（80年）、メキシコ（81年）、東京（82年）、プラハ（83年）と毎年開催されており、本年は10月にロンドンで開催されることが決まってい



注) 各作業グループの役割

TF/A (タスクフォースA) 一試験報告書及び試験認定制度の一方的、二国間又は多国間承認から起こった法律上と規制上の問題の調査、入手された情報の分析等を行い、会議への報告書の提出等を行うこと。

TF/B (タスクフォースB) 一国家レベルの試験・検査機関認定制度及び各参加国における試験結果の受け入れに関する各国の制度の一覧表の作成を行うこと。

TF/C (タスクフォースC)

次の項目についてその内容を整備すること。

- ① 試験・検査機関認定制度の運用に関する指針。
- ② 試験・検査機関の内部品質管理制度に関する基準。
- ③ 試験・検査機関で用いる機器の初期及びその後の校正を行う基準。
- ④ 認定制度による試験熟練計画の運用に関する基準。

TF/D (タスクフォースD) : 試験・検査機関の機能維持のための基準を作成すること。

TF/E (タスクフォースE) : 試験機器類の校正基準を作成すること。

TF/F (タスクフォースF) : 試験結果の相互容認に関する協定に関連する事項について検討すること。

ILAC-ISO/STACO アドホックグループ

試験・検査機関認定制度で用いる用語の定義を、国際レベルで確立すること。

ISO/CERTICO-ILAC アドホックグループ

ISO ガイド25「試験所の技術能力評価に関する指針」をさらに内容充実させること。

文献目録作成グループ

試験認定制度を運用している、もしくは同制度の設立を考えている団体に関する既刊情報の文献目録を作成すること。

二国間協定に関するワーキンググループ

試験・検査機関認定制度の承認についての二国間、その他の協定に関する情報を収集、分析、配布すること。

編集委員会

試験取り決め及び試験・検査機関認定制度の国際要覧を発行すること。

企画委員会

ILAC の全体の作業のプログラムや優先順位の作成、ILAC の全体の活動についての企画等を行うこと。

る。

3. ILAC における検討の経過

ILAC における検討は規約等に基づいて体系的に行われているものではなく、1回1回の決議に基づいて作業グループが結成され、その作業グループが調査・検討を行って次回の会議に報告し、未検討事項や新たな調査項目が出れば、さらに別の作業グループを作って調査・検討を行うという形で運営されてきている。その経過の概要は、図のとおりである。

それぞれの会議においてなされた決議及び各作業グループの報告等について、ここですべてを説明することは不可能であるが、ごくかいつまんで概観すると次のようになろう。

- 1) 各国にどのような試験・検査機関の認定制度があるかについての調査は既に終わり、ILAC 要覧の形で整理されている。
- 2) 外国の試験・検査制度を受け入れることについては、各国とも法律上の問題が多々あるが、貿易の活性化の観点からそのような法律上の問題は克服されるべきであるとされ、そのための具体的な検討が行われている。
- 3) 試験・検査機関については、できれば国際的な（多国間の）承認、その前段階としては二国どうしの間での承認を行っていくことが望ましいとされ、そのための認定の条件等についての検討がなされている。この検討は、ILAC の活動の中心を成しており、法律問題の検討や、ISO、IEC との調整も行われている。最終的には ISO ガイド25の改訂という形をとることが目標とされている。
- 4) 試験・検査機関の認定と密接に関連する

問題として品質の確保や機器の校正等の問題が存在することが提起され、検討が行われている。

4. ILAC の今後の動き

ILAC も既に7回を数え、活動内容や運営方法等について、ある種の節目に差しかかっているようである。

活動分野や内容についてみると、タスクフォースCの動向にも端的に現われているように、従来から続けてきたガイドラインの作成作業がほぼ峠を越し、あとは細かい事項が残っている状態である。従って、作業的な内容から、実際に制度を運用する上での問題点、実務的な経験に関する情報交換が主たる目的になろうとしていると考えられる。

運営面については、これまでどおり非公式の国際会議の形の方が活動が速やかに行えて好ましいという意見も強い一方で、成果物の出版、継続的な活動の点からは、事務局を持った一種の国際機関のような方向も模索されており、ISO が事務局業務を引き受けるということも検討されている。

別添 1

基準認証制度改善の一層の促進について

昭和59年 4月26日
関係省庁連絡会議

下記について、着実に実施に移して基準認証制度改善の一層の促進を図ることとし、そのため、経済対策関係会議において決定される対外経済対策に「基準・認証制度の改善」として盛り込むこととする。

記

1 外国検査機関の積極的活用

次の法律の認証制度に係る検査において、外国事業者が我が国の認証を一層容易に取得し得るようにするため、検査能力等に関し一定の要件を満たす外国検査機関の検査データを受け入れることとし、昭和59年中に検査能力等の要件、受入れ方式等について当該認証制度に即した明確なガイドラインを作成、公表する。

消費生活用製品安全法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

計量法

電気用品取締法

ガス事業法

(以上の法律については、それぞれ、外国検査機関の検査データの活用に関する実施要領を公表したところである。)

高圧ガス取締法(高圧ガス容器に係る検査については、検査データを受け入れる外国検査機関について指針を作成した。)

工業標準化法(J I S表示承認後の工場検査について、外国検査機関を承認するための指針を作成した。)

農業機械化促進法(外国政府の指名した検査機関がO E C Dテストコードに従い実施した検査データについて、O E C Dが承認した場合受け入れる旨公表した。)

家畜改良増殖法(家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の譲渡等に際し必要な証明書を発行する外国の政府機関に準ずる者について要件

を公表した。)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

船舶安全法

道路運送車両法

公衆電気通信法(電気通信事業法案が成立し、施行に移された場合も措置する。)

電波法

食品衛生法(輸入食品等に係る検査データの受入れを認め得る外国の公的検査機関について要件を公表した。)

労働安全衛生法

消防法

2 外国検査データの受入れ、規格・基準の国際化

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質の審査に係る試験について、G L P制度(適正試験施設規範制度)を導入したところであり、その英文の説明書を早急に作成、公表する。

また、農業取締法に基づく農業の毒性試験について、昭和59年度中にG L P制度(毒性試験の適正実施に関する基準)を導入する。

- (2) 薬事法に基づく医薬品、医療用具の承認に係る審査における外国の臨床試験データの受入れについて、人種差等の問題に関する諸外国との協議を含め専門的見地から更に検討を行い、昭和59年度中に中間報告を公表する。

- (3) 電気用品取締法について、型式認可に係る検査に関し、国際電気機器適合証明委員会(C E E)外国検査データ相互受入れ制度(C B制度)へ加盟したところである。

また、欧州電気標準化委員会(CENELEC)が国際電気標準会議(I E C)規格への整合化を図る品目について、我が国の技術基準のI E C規格に対する整合化を進める。

さらに、I E C規格への整合化を図った技術基準につき、使用電圧差等に起因するI E C規格との差異等を取り扱った英文の説明書を早急に作成、公表する。

3 認証手続の簡素化・迅速化

- (1) 輸入自動車の少数台数取扱制度の適用を受ける

台数の上限を300台から500台に引き上げる。

- (2) 薬事法に基づく新医薬品の承認について、長期安定性試験が完了していない場合でも、その中間結果に加速安定性試験データが添付されていれば審査を開始し、審査開始後に完結した長期安定性試験データを提出することを早急に可能とする。

別添 2

参加国 (31か国)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、チェコスロバキア、デンマーク、フランス、西ドイツ、東ドイツ、ハンガリー、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノ

ルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、タイ、イギリス、アメリカ、ソ連、香港

参加国際機関 (9機関)

EC委員会 (CEC)

関税及び貿易に関する一般協定事務局 (GATT)

国際電気標準会議 (IEC)

国際法定計量機関 (OIML)

国際標準化機構 (ISO)

国際材料構造試験研究所連盟 (RILEM)

国際独立試験機関連盟 (IILI)

国連欧州経済委員会 (UN/ECE)

携帯用銃器検定国際常設委員会 (CIP)

(月刊フェスク 59年7月号 抜刷り)